

平成28年12月27日

第12回 定例会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第12回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成28年12月27日(火)

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	72	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	73	農地法第3条許可申請について
4	74	農地法第4条許可申請について
5	75	農地法第5条許可申請について
6	76	農用地利用集積計画の調整について
7	77	耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
12月27日	午前9時00分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第7号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選

欠席委員 13番 畑野 真人 公選

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	駒 水 孝 広
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 28 年第 12 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 11 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

12 番瀬戸口委員，2 番中村委員に，お願いいたします。

日程第 1 号，会期についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の会期は，本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，本委員会の会期は，本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを，議題といたします。

それでは，議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 72 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページになります。大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 104 号は所有権移転のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇さんで，利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 105 号は自作のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇〇〇さんで，利用権設定をした者〇〇〇〇〇〇さんでございます。

内訳につきましては畑が 7 筆で 5,562 m²でございます。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての，整理番号 104 号及び 105 号については，報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第 72 号については，報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 3 号，農地法第 3 条許可申請についてを，議題といたします。

それでは，まず議案内容について，事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第 3 条の許可申請は 3 件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号 22 号

整理番号 22 号についてご説明申し上げます。

整理番号 22 号の申請地は、〇〇町〇〇番〇，畑，1,125 m²，〇〇町〇〇番，畑，861 m²，〇〇番，畑，975 m²合計 2,961 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，66 歳，東京都〇〇市にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，74 歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということでもあります。

整理番号 22 号については調査書にあるとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 22 号の申請地については 4～5 ページに掲載してあります。

申請地は，〇〇公民館から 1100m の範囲に点在しております。

機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

なお，補足になりますが，本件申請地は，第 11 回定例会における，3 条許可申請，日程第 4 号，議案第 68 号，整理番号 17 号に含まれており，許可保留案件となっておりますが，整理番号 17 号につきましては，筆界未定地である申請地 〇〇町〇〇，〇〇，〇〇，〇〇について，同筆界未定地内の他の所有者に対して同意が取れない状況にあることから，申請人の意向により，12 月 8 日付けで取り下げ申請を受理しております。

続きまして，整理番号 23 号

整理番号 23 号についてご説明申し上げます。

整理番号 23 号の申請地は，〇〇町〇〇番〇，畑，1,544 m²，〇〇町〇〇番，畑，345 m²，合計 1,889 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，72 歳，茨城県〇〇市にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，68 歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということでもあります。

整理番号 23 号については調査書にあるとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 23 号の申請地については 7 ページ，8 ページに掲載してあります。

2 つの申請地は，〇〇公民館から 1500m の範囲に位置しております。

機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして，整理番号 24 号

整理番号 24 号の申請地は，〇〇町〇〇番，畑，817 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，77 歳，〇〇町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，76 歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということでもあります。

整理番号 24 号については調査書にあるとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には

該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 24 号の申請地については 10 ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇町・〇〇〇〇枕崎営業所より東側 50m の畑かん地区内にあります。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上報告を終わります。

議長 続きます。地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号 22 号を板敷委員お願いします。

4 番（板敷委員）整理番号 22 号について報告します。

11 月に申請されたとき、譲受人の夫〇〇〇〇さんと現地確認を行いましたので、12 月 10 日、私が農地パトロールのときに現地を見てきました。

その後で、譲受人と会い話をしましたが、主人が詳しいことを聞いていると思います。お手数をかけますがよろしくをお願いします。とのことでした。

11 月総会の調査結果と同じですが、申請地〇〇町〇〇番〇は、〇〇町〇〇〇〇から南側に約 50m の畑かん地区に位置し、東は茶畑、西は道路、南と北は畑で、甘しょ収穫済。

申請地はエンドウ豆が作付されています。

申請地〇〇町〇〇番は、申請地〇〇と一体で耕作され、甘しょ収穫済です。

申請地〇〇の東は畑、西は道路、北も南も畑でロータリーをかけてありました。場所は〇〇〇〇から北へ 300m くらいのところです。

申請地〇〇の東は道路、南はエンドウ豆畑、北は不耕作地です。

3 筆とも権利取得後も甘しょ畑として利用する計画で、問題のない申請ではないかと思えます。

以上で報告を終わります。

議長 整理番号 23 号を桑原委員お願いします。

9 番（桑原委員）整理番号 23 号について報告いたします。

12 月 10 日、譲受人〇〇〇〇氏立会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は〇〇集落に居住する畜産農家です。

申請地の〇〇町〇〇番〇は〇〇公民館グラウンドより南西側 40m に位置し、北・西側は道、東・南側は飼料畑となっており、権利取得後も飼料畑として営農を行う計画です。

また、〇〇町〇〇番は〇〇〇〇北側に隣接し、北・東側は道路、南・西側は宅地です。

申請地は現在不耕作であります。権利取得後は野菜を作付けするとのことでございます。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保

に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請かと思われます。
以上です。

議長 続きまして、整理番号 24 号を俵積田広昭委員お願いします。

10 番（俵積田広昭委員）整理番号 24 号について報告いたします。

12 月 14 日、譲受人立会いのもと現地確認をおこないました。

譲受人は〇〇集落に居住する農家です。

甘しょ、野菜栽培に従事しております。

申請地は、〇〇地区内にあり、〇〇地区内の〇〇墓地より南側 600m に位置する集団的な農地です。

周辺は西側は市道、南側はグリーンピース畑、申請地と東側・北側はニンジン畑です。

〇〇〇〇様からの贈与です。

権利取得後もこれまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上です。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 3 号、農地法第 3 条許可申請の、整理番号 22 号から 24 号については、事務局の説明及び、調査員の報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 73 号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第 4 号、農地法第 4 条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 件です。

整理番号 18 号

整理番号 18 号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、688 m²です。

申請人は〇〇〇〇さん、ケーキ工房経営です。

転用目的は店舗・倉庫・車庫です。

申請事由は、「申請地に資材倉庫・車庫並びにパン及びケーキ工房を建設するため。」とのことです。

申請地は、13 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より北側 200m に位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は第一種低層住居専用地域の指定がなされており、都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断されます。

転用目的は、店舗・車庫・倉庫で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は、パン工房及び倉庫兼車庫1棟、ケーキ工房1棟、普通自動車6台分の駐車場の建築・設置です。

計画面積は688㎡で問題のないものと思われます。

申請地の北側は宅地、東側及び南側は道、西側は耕作放棄された畑です。

店舗・車庫・倉庫への転用にあたり、境界には、ブロック積を施してあり、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

建物の高さは約5.6mですが、農地境界からは0.7m程度控えており、周辺農地の日照通風等支障を及ぼさないよう措置されております。

雨水については南側側溝へ放流します。

事業用排水は南側下水道へ接続して排水します。

本件申請地は、申請人が平成10年から平成28年7月にかけて、整地し、店舗・車庫・倉庫として整備していたもので、今回、追認により許可を得ようとするものです。

なお、申請人より「平成10年から、亡き夫が倉庫として整備していたことから、農地として知らずに、申請地の一部をケーキ工房として建築しまいました。申請が事後になりましたことを深く、反省します。」との始末書が添付されております。

そのほか被害防除計画も適正であり、周囲の土地にこれまでも、被害を及ぼしたこともないため、無断転用であります。やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 続きまして、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号18号を中村委員お願いいたします。

2番（中村委員）畑野委員が欠席でありますので、代わりまして報告いたします。

12月19日、畑野委員、私、それから前原さんと申請人の立会いのもと現地調査を行いました。

申請地は、〇〇〇〇より北へ約200mの位置にありまして、北側は本人所有の宅地、東側と南側は市道、西側は耕作放棄地の2筆の畑であります。

転用目的は説明がありましたように、店舗・倉庫・車庫であります。

平成22年10月より申請地を無断転用したことが最近判明したということで、顛末書が出ております。

境界はコンクリートブロックを積み、土砂流出等を防止する計画であります。

事業用排水は下水道に接続して排水するようにしてありました。

周辺農地に対する日照通風等に特別な支障を及ぼす恐れはないと思われ、いたしかたのない申請ではないかと思われます。

以上です。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第4号、農地法第4条許可申請の、整理番号18号については、事務局の説明及び、調査員の報告のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第74号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第5号、農地法第5条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件で、所有権の移転に関する申請が4件です。

整理番号42号

整理番号42号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，495 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，船員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在，義父の所有する借家に住んでいるため，申請地に自宅を建築するため。」とのことです。

申請地は16ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より西側150mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，第一種低層住居専用地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は495 m²で問題ないものと思われます。

申請地の北側及び東側は畑，西側は道，南側は宅地及び畑です。

一般住宅転用にあたり，0.5mの盛土をおこないますが，境界には，ブロック積を施し，周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については，自然流下及び西側・側溝へ放流により処理する計画です。

建物は高さ3.7mの平屋であり，農地境界から2mから4.5m以上控えて建築し，日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして，整理番号43号

整理番号43号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，407 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん, 不動産仲介業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は宅地造成です。

申請事由は, 「申請区域は住宅地として最適地で, 当地区を希望する住宅建設予定者が多いので, 申請地を宅地に造成して販売したいため」とのことです。

申請地は 16 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より北西側 200m に位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で, 第一種住居地域の用途指定がされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は宅地造成で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 407 m² で問題ないものと思われます。

申請地の北側は道, 東側は里道, 西側及び南側は宅地です。

造成は, 現状のままで整地のみです。

境界には, ブロック積みを施し, 周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については, 自然流下及び北側・側溝へ放流により処理する計画です。

そのほか被害防除計画, 資金調達計画も適正であり, やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして, 整理番号 44 号

整理番号 44 号の申請地は〇〇町〇〇番, 畑, 930 m² です。

譲受人は株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん, 太陽光発電事業外です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 会社役員です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は, 「太陽光発電システム機器を設置し, 発電売電事業をしたいため。」とのことです。

申請地は, 19 ページに掲載してあります。

国道〇〇号沿い〇〇〇〇倉庫から北側 90m に位置します。

農地の区分は孤立した農地であり, 農業公共投資の対象となっていない 0.1ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し, 第 2 種農地と判断します。

太陽光発電事業を始めるにあたり, 代替地も検討しましたが, 適地が見つからずにやむを得ず申請地を候補地として選定しております。

転用目的は, 太陽光発電施設で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

面積も隣接する東側雑種地と一体的に 1169 m² を太陽光パネル (168 枚) 49.7kw を設置する計画で問題のないものと思われます。

申請地北側は宅地及び転用許可済みの畑, 東側は一体利用の雑種地, 西側は原野, 南側は山林です。

造成については50cmの盛土をおこないますが、境界にはフェンス及び高さ20cmの畦畔、東側に集水柵を設け、周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

雨水については、集水柵より東側側溝へ放流します。

なお、東側に一部里道が存在しますが、そのまま維持することです。

パネル高は1.2mとし、日照通風等支障を及ぼさないように計画しています。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

申請地は、平成20年から譲渡人の亡き父が駐車スペースとして利用していたものであり、申請人より「駐車場として、整備したことを反省するとともに、このような事がないよう深くお詫びします。」との顛末書が添付されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号45号

整理番号45号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、389㎡です。

譲受人は〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さん、太陽光発電事業外です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、会社員です。

転用目的は太陽光発電施設、通路及び駐車場です。

申請事由は、「申請地に、隣接する太陽光発電施設の一部を移設し、進入通路及び駐車場として一体的に利用するため。」とのこと。

申請地は、21ページ・22ページに掲載してあります。

国道〇〇号沿い〇〇〇〇から東側320m及びJR指宿枕崎線・〇〇町側トンネル入口・真上に位置します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない0.1haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は、太陽光発電施設、通路及び駐車場で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は太陽光パネル26枚の移設と普通自動車2台分の駐車場及び通路の設置です。

面積も既に着工済みの西側原野と一体的に1108㎡を太陽光パネル(206枚)47.3kwを設置する計画で問題のないものと思われます。

申請地の北側は山林及び原野、東側は雑種地及び道、南側は雑種地、西側は一体利用の原野です。

造成は、現状のままで整地のみで西側及び南側境界には法面保護及び高さ20cmの畦畔を設け、周囲にフェンス、東側に集水柵を設け、周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

パネル高は1.2mとし、日照通風等支障を及ぼさないように計画しています。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の系統連系承諾

通知書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

申請地は、平成 28 年 11 月から西側原野へ太陽光パネル設置のために、資材置場および通路として利用していたものであり、申請人より「今後、このような事がないよう十分、注意します。」との始末書が添付されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 続きまして、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします
整理番号 42 号から 45 号を中村委員お願いします。

2 番（中村委員）整理番号 42 号について報告いたします。

調査日、調査員については、4 条申請と同じであります。

譲受人の義理の父親立会いのもと現地調査を行いました。

申請地は〇〇に〇〇〇〇がありますが、北へ約 100m に位置しており、北側は現況通路と菜園畑、東側はイモ収穫後の耕運済の畑、南側は譲受人が居住している宅地、それと野菜畑が隣接しております。西側は市道に面しております。

境界はすべてブロック積みがなされており、50cm 程度の盛土をして隣接する畑に土砂の流出を防止するとのことでした。

建物も平屋建てであり、4.5m 控えて建設する計画です。

また、排水については下水道処理、雨水は西側市道側溝へ排水するとのことでした。

特に隣接農地に支障を及ぼす恐れはないと思われ、妥当な申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号 43 号について報告いたします。

調査日、調査員については同じであります。

譲受人の〇〇〇〇さんの立会いのもと現地調査を行いました。

申請地は〇〇の〇〇〇〇より南東側向かいに位置しており、北側は市道、東側は里道、南側は宅地となっております。

申請地西側にはコンクリートブロック積みがなされておりますが、南側と東側の境界にもコンクリートブロックを積み、土砂等の流出を防止するとのことでした。

北側は一部駐車場スペースとなるため、道路から約 10cm まで切土をして、雨水は市道側溝へ排水する計画であります。

申請地区は住宅地として当地区を希望する建設予定者も多く、妥当な申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号 44 号についてご報告申し上げます。

調査日については同じであります。

申請地は国道〇〇号線、〇〇集落から〇〇方面に曲がって、約 90m にある農地であります。

転用目的は太陽光発電施設の設置であります。

報告がありましたように、すでに整地されておりました。

西側は原野、南側は山林、北側は里道を挟んで宅地、東側は雑種地であります。

この雑種地と一体利用する計画で、隣接の土地との境界が不明確であり、土地所有者との立会いの上、十分協議するように指導いたしました。

雨水は東側市道側溝に流す計画であります。

日照通風等に支障を及ぼす恐れはないと思われ、被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま。

続きまして、整理番号 45 号について報告いたします。

調査日、調査員については先ほどと同じであります。

申請地は〇〇〇〇の南側にある農地でありまして、転用目的は太陽光発電施設の設置であります。

西側は原野、北側は山林、南側は雑種地になっておりますが、現在は茶園となっております。

西側の原野には、すでに太陽光発電施設が設置されており、その一部を移設して、残りの部分は駐車場として利用するとのことでした。

入口通路にはU字側溝を設置して、雨水を市道側溝に流すということです。

雨水が周囲の農地や茶園等に流れないようにすることと、入口の市道側溝の横断については建設課と協議するように指導いたしました。

日照通風等に支障を及ぼす恐れはないと思われ、被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 只今の説明・報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 5 号、農地法第 5 条許可申請の、整理番号 42 号から 45 号については、事務局の説明及び、調査員の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 75 号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 6 号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

それでは、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定についてについて事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 6 号議案第 76 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は 23 ページから 24 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 147 号から 158 号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外 11 名、利用権設定をするもの、〇〇〇〇さん外 23 名で、設定面積は、畑が 34 筆の 32,361 m²、樹園地が 30 筆の 30,209 m²で、合計 64 筆の 62,570 m²でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 6 号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号 147 号から 158 号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 76 号の、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、農業委員会等に関する法律 24 条の規定により、俵積田広昭委員の除斥をお願いいたします。

(俵積田広昭委員除斥)

次に、農用地利用集積計画の調整のうち所有権移転の整理番号 23 号について、事務局に説明をお願い致します。

事務局 所有権移転でございます。議案書は 25 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 23 号、譲渡人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町の株式会社〇〇で経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で移転面積は 2 筆で、1,841 m²でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 6 号、農用地利用集積計画の調整のうち、所有権移転の整理番号 23 号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

(異議なしと呼ぶものあり)

よって、議案第76号のうち、所有権移転については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(俵積田広昭委員着席)

議案第76号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、1月20日を目途に要請してまいります

次に日程第7号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを、議題といたします。

それではまず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第7号、議案第77号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてご説明申し上げます。

ページは26ページから61ページになります。

平成26年度の農地法改正により、農業委員会は市町村からの依頼を受けることなく、総会にて農地・非農地判断ができるようになりました。また、これまでは判断の前に所有者等への判断する旨の通知、現況確認が必要でありましたが、これらの手続きも省略されました。

これにより、農業委員会は、利用状況調査及び荒廃農地調査によりB分類(赤)と判定した農地について、再度の現地確認を要することなく、総会により、農地・非農地判断を行うことが出来ることとなりました。

まず議案書の見方について説明します。

台帳番号はこれまで非農地判断をした際に非農地通知一覧表(台帳)を作成しており、その台帳番号と同じの通し番号となっています。

調査地区は、西鹿箒と立神の一部となっております。

調査日は、平成28年12月14日であります。

調査は、天達会長と事務局の岩廣・駒水で行いました。

利用状況調査の結果B判定(赤)と判断されたもののみを対象とし、調査の誤認を防ぐために、農業委員会職員の数名で航空写真等で確認を行いその確認の結果が微妙なものと、問題がありそうなところに対して現地調査を行いました。

地番・登記地目・面積・登記名義人・管理者は記載のとおりです。判断結果は非農地と判断しました。判断した理由としては、荒廃の状況を4段階に区分して①10年ぐらいの山林、②雑木が生い茂り、周囲と一体化して山林となっている。③竹、雑草等が生い茂り周辺の山林と一体となっている④雑草・蔦が生い茂り、原野化しており、農地への再生利用が困難と見込まれる。と表示してあります。その現況地目は、①から③までを山林、④を原野と表示しています。

地籍図については議案書には添付しておりませんが、本日、持参しておりますので、不明な方はそちらでご確認いただくようお願いいたします。

全体で636筆、426,478㎡が「非農地」と判断しても致し方ないと考えられま

す。

以上で議案の説明及び、報告といたします。

追加で、平成 27 年度農地パトロールの結果が B 判定が計 2,385 筆 1,450,165 m²あります。

そのうち、3 月 22 日の非農地判断農地をしたのが 588 筆。

そして、今回非農地判断を行う予定のものが 636 筆であります。

累計で 1,224 筆になりまして、残りは 1,161 筆になります。

それは 27 年度の農地パトロールの結果の 48.68%は残ったことになります。

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

12 番（瀬戸口委員）まず、この今出されましたこの一覧表の中で、市が定めてあります農業振興整備計画における農用地の区域内と定められた区域内に入っている農地は無いかというのと、原則として転用許可をしない、甲種農地とか 1 種農地は含まれていないんですか。

事務局 全部農用地外であります。含まれておりません。

一応それを除いて判断しております。

12 番（瀬戸口委員）それと、今農地パトロールにおいて、調査をした B 判定をしたのが台帳記載をして、その中の一部を転用、非農地の判断をお願いしたということですけど、例えばどこどこ地区の〇〇番地の農地の判定は B 判定ですか、A 判定ですかと聞かれた場合は回答ができるんですか。

できるような状態に台帳は整備されているんですか。

事務局 整備されております。

12 番（瀬戸口委員）それと、この非農地判定をします中に農業者年金の加入者が含まれてはいないんですか。

あれは影響するんじゃないですかね。

事務局 影響すると思います。

無いと一応確認しております。

12 番（瀬戸口委員）はい、わかりました。

議長 他にございませんか。

8 番（城森委員）この非農地判定をして、今までの全体的にみたときに、耕作放棄地のパーセントが出てましたよね、全体の。

それはどうなるんですか。

例えば今でさっき比率が 30%がありましたよね、その分が比率はどうなるのか。全体から見たときですねこれ。

事務局 非農地は農地に含まれておりませんので、農地に含まれない形になって、調査の方では、報告の方では B の方は農地に含まれないことになっておりますので、B と判断したのがですね。こっちから出してる結果がですね。

事務局 2 非農地ということで全体的な面積が減れば荒廃農地との分母と分子の関係

で分母が全体の農地面積が減るわけなので、荒廃農地の率というのは必然的に減っていくというふうに考えます。

8 番（城森委員）数字は具体的には計算されてないんですか。

事務局 2 まだ議案ということでの提案ですので、その集計までは至っておりません。

8 番（城森委員）この地域以外のところは、例えば東鹿籠地区は含まれてないですよ、この非農地判定に。

これは今後の予定的にはどうなるんですか。

事務局 あと1年かけて非農地判断をしていきたいと思っております。

今田布川と、今西鹿籠地区と立神地区まで終わりましたので、別府の方は一回やっておりますので、残りは東鹿籠地区が残っております。

それを一回非農地にしまして、その後今度これで農用地が変わりましたので、今度はこの中で除かれた部分を非農地判断していきたいと思っております。

8 番（城森委員）1年というのは3月までということ？それとも29年度ということ。

事務局 29年度です。

8 番（城森委員）それとこうされたときには税金の関係はどうなるんですか。

例えば今畑、田んぼで税金がかかってますよね、これが原野化されますよね。それは28年度から税金はどうなるのか、その辺はどうなんですか。

事務局 この通知を税務課とも連絡を取っておりますので、通知を渡すようにしております。

判断をした年月日が承認を受ければ今日の年月日になると思いますので、1月1日時点の現況地目で課税されますので、畑だったところが原野なり山林なりの課税になるかと思えます。

11 番（俵積田義信委員）この調査員のことなんですが、今までは原則2人の委員で見て判断するという事になっていたんですが、今回は天達会長1人でやったんですか。

事務局 非農地判断はしなくていいということになってるもんですから。

というわけでこちらの方でほとんど疑わしいところだけピックアップしまして会長に補足願ったということになっております。

12 番（瀬戸口委員）今農業委員会のほうで非農地判断をした場合に、各関係機関に通知をするようになっていきますけども、法務局にももちろんこの通知が行くと思うんですが、そうした場合に登記簿上の農地はもう地目変更もせんじそのまま他のに変わるんですか。

それとも改めて地目変更はせんないかんとですか。

事務局 登記地目の変更につきましてはご本人がしないと自動的に法務局が変わるということはありません。

12 番（瀬戸口委員）そしたら登記上は農地であって、現況は、農地基本台帳には農地として載っていないということでもいいんですか。

事務局 基本台帳から外れることになります。

議長 私も初めて回って見たんですけども、怪しいところ、ずっと回ったんですけどここは農地けというところほとんどですね、私も初めて行ってびっくりしたと思います。

回ってみて再生不能というのがほとんどというふうなふうに受け止めました。他にございませんか。

8 番 (城森委員) 4 番の雑草が、評価の中に 4 番目にありますよね、雑草というところ。これは具体的にはこういう表現だったら耕地化できるんじゃないかという感じも受けるんですが、実際どういう状況で判断するんですか。

事務局 原野化してるというところ、原野というのも非農地の判断の中にありますので、すべてが原野というか木が何本か立っていても雑草、草なんかがこうなるところは原野という形で非農地を判断しております。

そこはもう正直言って誰も寄れないような辺鄙なところで、木が生えて無くてもこれ以上は再生不可能と思ったところも判断しておるところです。

8 番 (城森委員) 例えばそこに道路が全然なかったりとかそういうところも入るわけですよ。

例えばセイタカアワダチソウが繁茂しててそれが雑草なのか。

事務局 そこはもう周りが山でその部分は草とか絡まってるところというところでありませう。

そこを将来的に誰か作るか作らんかとなると将来的に見込めないというところを非農地化して活用していきたいと思っております。

5 番 (中原委員) 以前別府地区を非農地判断で二人ずつで回ったんですが、航空写真判断ということであったんですが、実際非農地で上がったところで畑を作ってる土地もあったんですよ。

そういうことはないんですよ、今回は。

事務局 今回はそれは無いように、一応本当は利用状況調査で B 判断したところはどうもそのまま非農地にできるということがあるんですけど、決まってるんですけど、利用状況調査が間違いというのは困りますので、一応写真判定と現地に行って確認をしたところでありませう。

12 番 (瀬戸口委員) 今局長が写真で判定したということですけども、今写真判定に使ってるのは 5、6 年前の写真判定じゃないんですか。

というのは私がこの通知を貰ってから〇〇集落に〇〇の方に 5、6 人で開いたみかん山があるんですが、そこも気になって写真を見たら耕作してるような状況に見えたんですけど、気になって見に行ったら十数年前までは軽トラックで行けたんですけど、2、3 日前行ったときにはもう木が生い茂ってとてもじゃないが通れるような状態に現況はなっていましたけども、だから写真判定だけに頼るのはちょっと危ないような気がするんですけど。

事務局 皆様差し上げた写真は平成 21 年度の写真で、判断は今のグーグルで、私達が行ってるのはインターネットのグーグルで行っておりますので、新しい写真だ

と思っております。

議長 他にありませんか。

3 番（駒水委員）この原野と山林との区別判断はどうされてるんですか。

どこまでが原野か、どこまでが山林か。

事務局 もう見ての判断しかありません。

1 番、2 番、3 番、4 番とありますけど、その微妙なところはなかなか微妙で。

11 番（俵積田義信委員）今後の計画はどうなってるの。

事務局 今後ですか。

同じように進めて、まだ東鹿籠が残っておりますので、全然手をつけてないところが。東鹿籠の部分。

そして別府もそれから以降に進んだところがあると思いますので、もう一回全体を見直して、今まで一回別府が終わってまして、田布川・金山をやりまして、今西鹿籠やりましたので、あと東鹿籠が残ってます。

東鹿籠を一回追っかけたあとに、新しく農用地から外れたところも入れて全体の見直しをしていきたいと思っております。

11 番（俵積田義信委員）いつごろ終わるの。

事務局 来年一年かけて。

議長 他にございませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 7 号、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断についての台帳番号 747 号から 1382 号については、事務局の説明のとおり、承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号については、承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後引き続いて、全員協議会を開催いたします。

午前 10 時 00 分閉会